

志木市内保育施設等の災害時における臨時休園等のガイドライン

令和3年4月1日策定

令和3年6月10日改正

令和8年6月30日改正

1 目的

市は、台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生時（以下「災害時」という。）により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、志木市内の公立保育園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所（以下「保育施設等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定するものである。

2 対象

志木市内の公立保育園、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所

3 基本的な対応方針

保育施設等は、保護者が就労等により家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、災害時であっても保育を提供することが求められるため、施設周辺の安全確認を行い、児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、可能な限り開園することを原則とする。

ただし、災害対応については、各保育施設等の環境や立地条件等によって異なることから、市が発令した警戒レベルに応じた臨時休園や保育の縮小等の対応について、あらかじめ保護者と合意形成を図り、各保育施設等で決定すること。

4 臨時休園の判断基準・対応

【台風、集中豪雨等の風水害の場合】

1) 臨時休園連絡の決定等

①保育施設等は、災害時に市から避難情報が発令された場合は、保育施設等の被害状況を確認し、施設ごとに、本ガイドラインに基づき、臨時休園の判断を行う。

②保育施設等は、臨時休園とした場合は、その対応状況を市へ報告する。

③保育施設等は、保護者へ臨時休園としたことについてメール等で連絡する。

2) 臨時休園の基準と対応

◆洪水浸水区域の保育施設等における臨時休園の基準・対応

※対象施設については、別表を参照

警戒レベル及び 避難情報等	登園前	保育中
【市が発令】 警戒レベル 3	午前 6 時までの発令 ⇒臨時休園とする。	保護者へ状況を連絡するとともに安全を確保しつつ、出来るだけ速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや園児の引き渡し危険な場合は、安全が確保された後の対応とする。
警戒レベル 4	午前 6 時から開園時刻までの発令 ⇒臨時休園とする。	事前に保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。
警戒レベル 5	市及び保護者に対し、状況及び臨時休園する旨を連絡する。	ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

◆洪水浸水区域外の保育施設等においては、周辺の安全確認を行い、臨時休園を行うかどうかを各保育施設等において慎重に判断すること。

※上記基準によらず、総合的な判断により保育施設等は、臨時休園を決定することができる。

市のホームページ、メール配信で情報を発信していますので、登録をお願いします。



志木市メール配信サービス

【公共交通機関の計画運休等の場合】

公共交通機関の運休（計画運休）により保護者のお迎えが困難になる恐れや、十分な保育体制を確保できないと判断した場合は、家庭保育（協力保育）の依頼をすることを入園の際等に事前に保護者へ周知しておくこと。

家庭保育（協力保育）の要請については、各保育施設等が、判断を行い、保護者へ依頼すること。

3) 保育施設等の再開の基準・対応

災害発生後については、次の確認事項等を確認しながら、安全に配慮し、保育を再開すること。安全な保育ができると判断した場合は、保育を再開し、市と保護者へ保育を再開する旨を連絡する。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信・交通 等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）

※風水害発生後の保育施設等の「安全確認」については、各保育施設等に配布している「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」に基づき、施設長が行い、その状況を市に報告するものとする。

【地震の場合】

1) 臨時休園連絡の決定等

①保育施設等は、登園前に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本ガイドラインに基づき、臨時休園の判断を行う。

②保育施設等は臨時休園とした場合は、その対応状況を市へ報告する。

③保育施設等は、保護者へ臨時休園としたことについて、メール等で連絡する。

2) 臨時休園の基準と対応

震度	登園前	保育中
震度5弱以上の地震	地震があった当日は、臨時休園とする。 【保育施設等の対応】 ・市に事前連絡後、保護者へ臨時休園の連絡をする。	速やかに園児を避難所へ避難若しくは、降園させ、地震当日は、臨時休園とする。 【保育施設等の対応】 ・保護者へ状況を連絡するとともに安全を確保しつつ、出来るだけ速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや園児の引き渡し危険な場合は、安全が確保された後の対応とする。 ・市に事前連絡後、原則、事前に保護者へ周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。

3) 保育施設等の再開の基準・対応

災害発生後については、次の確認事項等を確認しながら、安全に配慮し、保育を再開すること。

安全に保育ができると判断した場合は、保育を再開し、市と保護者へ保育を再開する旨を連絡する。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフラインの状況（電気・水道・ガス・通信・交通 等）
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参等を検討）

※地震発生後の保育施設等の「安全確認」については、各保育施設等に配布している「災害発生後における保育施設等運営再開チェック一覧表」に基づき、施設長が行い、その状況を市に報告するものとする。

5 臨時休園時の保育料

災害時における各保育施設等の家庭保育（協力保育）や臨時休園について、保育料の減免は行わないものとする。

6 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い防災関係者や、医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は、代替保育施設における保育の実施に努めるものとする。

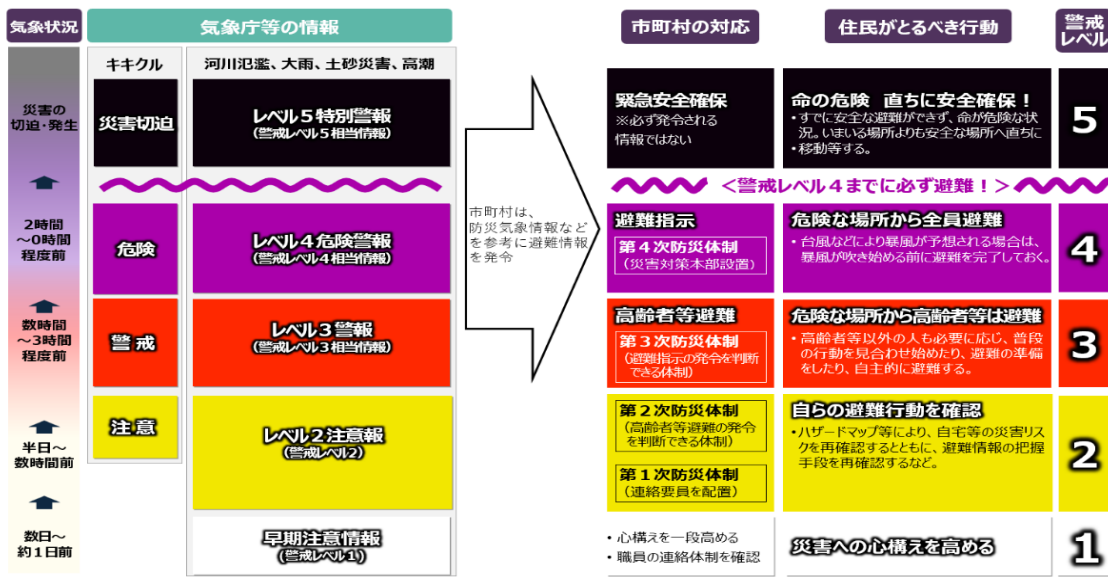
7 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応を、市ホームページに公表するとともに、保育施設等の入園説明会等で保護者に事前に周知し、市のメール配信サービス（緊急情報・気象情報・地震情報など）への登録を促すなど、災害時の対応について理解を得るものとする。

8 その他の計画等との関連

保育施設等は、本ガイドラインや志木市洪水・地震ハザードマップなどを参考にしながら、関連マニュアル、運用指針などを適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとする。

5段階の警戒レベルと防災気象情報



「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

※国土交通省、気象庁、埼玉県などから警戒レベル相当情報が発令された場合でも、必ず同じレベルの避難情報が同じ時間や区域に発令されるものではない。警戒レベル相当情報は、防災気象情報（洪水及び土砂災害に関する情報）に付されるもので、避難行動等を判断するための参考となるものである。

9 認可外保育施設に対する対応

市内の認可外保育施設においては、同ガイドラインに基づき対応するものとする。

10 幼稚園に対する対応

市内の幼稚園においては、法令に基づき施設長又は設置者が休園措置を講じるものとするが、原則として同ガイドラインに準じて対応するものとする。

11 学童保育クラブに対する対応

原則として小学校の対応に準ずるものとするが、学校休業日や放課後については、同ガイドラインに基づき対応するものとする。

◆洪水浸水区域の保育施設等の基準・対応 【別表】

		保育施設等名	所在地
1	保育所・小規模保育所	アートチャイルドケア志木	柏町 1-6-71
2		アンファンシェリぺあも〜る	館 2-7-7
3		プティシェリ	館 2-7-5
4		おおのみち保育園	中宗岡 2-25-33
5		ここりの森保育園	柏町 6-29-60
6		ここりの森保育園宗岡	下宗岡 3-1-25 1F
7		こどもの家・志木中宗岡保育園	中宗岡 1-19-48
8		志木どろんこ保育園	下宗岡 2-15-46
9		しきポポロ保育園	幸町 2-11-43
10		いろは保育園	本町 1-1-67
11		ステラ志木宗岡保育園	上宗岡 3-13-3
12		館第一すぎのこ保育園	館 1-2-2
13		館第二すぎのこ保育園	館 2-6-15
14		ひいらぎ保育園	柏町 6-29-65
15		まなびの森よつば保育園	館 2-6-11 ペアクレセント 2F
16	認定こども園	足立みどり幼稚園	上宗岡 4-21-55
17	幼稚園	おおのみち幼稚園	中宗岡 2-25-33
18		幸福の森幼稚園	館 2-1-2
19		シャローム幼児学園	下宗岡 1-11-5
20	学童保育クラブ	志木第二学童保育クラブ	館 1-2-1
21		志木第四学童保育クラブ	館 1-4-1
22		宗岡学童保育クラブ	中宗岡 3-1-1
23		宗岡第二学童保育クラブ	上宗岡 2-13-1
24		宗岡第三学童保育クラブ	下宗岡 1-15-30
25		宗岡第四学童保育クラブ	上宗岡 1-2-45